変更記録：

2014 年 3 月 14 日
P.1 第 3 章　資産及び会計の（基本財産）第５条第１項　記載内容の変更と「別表」削除
変更前
「この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。」
変更後
「基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。」に変更
これにより、運用に伴う基本財産の種別及び物量は理事会決議により管理するようにした。

2015 年 7 月 6 日理事会見做し決議承認、7 月 15 日評議員会見做し決議承認
p.1 第 3 章　資産及び会計の（事業年度）第６条 の期間を変更
変更前
「この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。」
変更後
「この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。」

p.6 第 7 章　理事会の（開催）第 33 条 の通常理事会の開催表記を変更
変更前
「理事会は、通常理事会として毎事業年度 3 月及び 6 月に開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。」
変更後
「理事会は、通常理事会として毎事業年度 2 回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。」

2015 年 9 月 18 日理事会見做し決議承認、10 月 5 日評議員会見做し決議承認
p.3 第 4 章　評議員の（評議員の報酬等）第 14 条の年度報酬総額を変更
変更前
「評議員に対して、各年度の総額が 80 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」
変更後
「評議員に対して、各年度の総額が 120 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」

2017 年 11 月 13 日理事会承認、12 月 4 日評議員承認
p.1 第 3 章　資産及び会計の（事業年度）第６条 の期間を変更
変更前
「この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。」
変更後
「この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。」

2018 年 8 月 16 日理事会見做し決議承認、9 月 3 日定時評議員会承認

p.3 第 4 章　評議員の（評議員の報酬等）第 14 条の年度報酬総額を変更

変更前

「評議員に対して、各年度の総額が 120 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」

変更後

「評議員に対して、各年度の総額が 160 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」

2025 年 12 月 12 日理事会承認、12 月 12 日評議員会承認

p.6 第 6 章　役員（役員の設置）第 24 条の理事定数の上限を変更

変更前

「理事　7 名以上 10 名以内」

変更後

「理事　7 名以上 12 名以内」